

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 1 月 15 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500586 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500235 号

第1 結論

請求期間①について、請求者の A 局における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 事業所（現在は、C 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 25 年 7 月 16 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 39 年 10 月 12 日から昭和 42 年 7 月 31 日まで

A 局及び B 事業所に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間①については、A 局に昭和 25 年 5 月 2 日に入社し、正職員として採用された昭和 25 年 7 月 16 日から厚生年金保険料を給与から控除されていた。請求期間②については、A 局の組織再編に伴い発足した B 事業所に昭和 42 年 7 月 31 日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間①及び②について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、C 事業所（A 局の後継事業所）から提出された請求者に係る人事カードにより、請求者は、臨時職員として昭和 25 年 5 月 2 日に採用され、同年 7 月 16 日に職員となつたことが確認できることから、請求者は請求期間①について A 局に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 局に係る事業所別被保険者名簿により、請求者と同日（昭和 25 年 10 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が 30 人確認できるところ、うち 4 人に係る人事カードにより、請求者同様、昭和 25 年 10 月 1 日以前に臨時職員として入社し、その後職員となり、さらにその 3か月後に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、請求者が A 局に同時期に入社したと記憶する二人のうちの一人は、入社後しばらくたってから厚生年金保険に加入したと思う旨、また、当時はそういう取扱いだったと思う旨陳述していることから、A 局は、請求期間当時、臨時職員から職員となつた際に、必ずしも同時に

厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

請求期間②について、請求者は、B事業所に、昭和42年7月31日まで継続して勤務していたと主張しているが、上記人事カードにおいて、昭和39年10月12日退職と記載されていることが確認できる。

また、請求期間②において厚生年金保険の被保険者資格がある同僚のうち、連絡先が確認できた113人に照会を行った結果、複数の同僚の陳述及び回答から、請求者は、昭和39年から昭和40年頃までB事業所のD寮の寮母をしていたことがうかがえるところ、複数の者が、請求者のほかに寮母だったとして名前を挙げた者については、厚生年金保険被保険者資格記録が確認できないことから、当該寮の寮母については、同社において厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、C事業所の担当者は、上記人事カードのほかに請求期間①及び②当時の資料は保有していない旨陳述しており、請求者の当該期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500715 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500236 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所及びB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月頃から同年 9 月頃まで
② 昭和 30 年 1 月頃から昭和 34 年 3 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、請求期間①については C 市にあった A 事業所、請求期間②については D 市にあった B 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。いずれの事業所においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者は、中学を卒業後、C 市にあった A 事業所に入社した旨主張しているものの、請求者は同事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、請求者の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

請求期間②については、請求者が記憶する B 事業所の所在地（D 市）を管轄する法務局管内において、事業所名称を E 社とする商業登記を確認することができるものの、当該事業所は昭和 37 年 2 月 15 日に解散しており、事業主も既に亡くなっていることから、請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者は B 事業所における同僚の氏名を記憶していないことから、請求者の同事業所における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、B 事業所及び E 社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。